

越前市ロケハン助成金交付要綱

(通則)

第1条 越前市フィルムコミッション（以下「F C」という。）が実施する、越前市ロケハン助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 制作会社が映画、テレビ番組（ドラマ、バラエティ番組、旅番組等）、テレビコマーシャル及びプロモーションビデオ等のロケーションハンティング（以下「ロケハン」という。）を実施する際の越前市までの移動費及び市内での宿泊費に対して一部を助成し、ロケ地としての魅力発信及び越前市内でのロケ誘致につなげることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 越前市ロケハン助成金の交付対象者は、次の条件をすべて満たすロケハンを実施する事業者とする。

- (1) 事前に、F Cへのロケーションについての相談をし、F Cからロケーションについての情報提供を受けていること。
- (2) 原則、F Cスタッフがロケハンに同行していること。
- (3) 市内2か所以上をロケハンすること。
- (4) 市内に宿泊すること。
- (5) ロケハン実施後にロケハン実施報告書を提出すること。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、当該年度の6月2日から3月15日までとする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、以下のいずれかとする。

- (1) 首都圏の制作会社（首都圏とは、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県をいう。）
1人あたり20,000円（1作品あたり上限100,000円）
- (2) 首都圏以外の制作会社
1人あたり10,000円（1作品あたり上限50,000円）

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、ロケハン実施の7日前までに、以下の各様式の書類と添付資料を添えて、F Cの事務局である一般社団法人越前市観光協会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 越前市ロケハン助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) ロケ支援依頼書（様式第2号）
- (3) 制作する作品に関する企画書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定通知)

第7条 会長は前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上
適当と認めるときは交付認定を行い、越前市ロケハン助成金交付決定通知(様式第3号)
により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請内容に変更が生じ、第3条に掲
げる項目を満たさない場合、交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は実績報告として、ロケハン終了後20日以内に、以下の書類を会長に提出
しなければならない。

(1) 越前市ロケハン助成金交付実績報告書(様式第4号)

(2) ロケハン実施報告書(様式第4号)

(2) 宿泊施設の領収書(参加者全員分)

(3) 助成金請求書(様式第6号)

(4) その他会長が必要と認める書類

(交付額の確定及び助成金の支払い)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、内容を審査の上、
適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、越前市ロケハン助成金確定通知書
(様式第5号)により申請者に通知し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に
交付された助成金を会長に返還するものとする。

(助成金の交付限度)

第12条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとし
る。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定
める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。